

小規模企業経営力向上事業費補助金

静岡県は、県内の小規模企業を対象として、「新たな需要の開拓」又は「生産性の向上」を目指して行う工夫・改善による新たな取組に要する経費を助成します。



新たな取組に挑戦する

小規模企業を応援します！

補助対象者

小規模企業(ただし、過去に経営革新計画の承認を受けた企業は除きます。)

補助対象事業

以下の要件のすべてを満たすもの

- 1 自社がこれまでに行ったことがないもの又は既存のものを大幅に改善するもの
 - 2 新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの
 - 3 経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの
- <取組の例>

業 種	具体例
サービス業	・新サービス開始(レストランがケータリング)時や新分野参入(美容院がネイルアート)時の機材、什器、メニュー表作成など
小 売 業	・新販売方法(通信販売参入)や新商品群の取扱い(書店が雑貨を販売)開始時のシステム料、店舗・空間デザインなど
製 造 業	・新製造手法の導入や新分野参入(部品メーカーが健康グッズ)時の新規設備導入費、試作委託費、試作材料費)など

補助の内容

- ・補 助 率 2/3以内
- ・限 度 額 50 万円
- ・対 象 経 費 開発費、機械装置等費、広報費、委託費、外注費 ほか

申請手続

- ・申 請 期 間 平成 29 年5月1日～平成 29 年6月30日(郵送は当日の消印有効)
 - ・申 請 方 法 所定の申請書類を郵送又は持参
 - ・申 請 先 焼津商工会議所(土・日・祝日を除く8:30～17:00)
- ※商工会地区の企業は商工会へ、商工会議所地区の企業は商工会議所へ。

(参考) 小規模企業とは・・・

常時使用する従業員数が次のとおりであるもの

- ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②を除く。): 20 人以下
- ②卸売業、サービス業、小売業: 5 人以下

申請・問合せ

焼津商工会議所・中小企業相談所

焼津市焼津 4-15-24

電話:054-628-6251